

会 議 録

会議名 (審議会等名)		平成 27 年度 第 6 回 相模原市経営評価委員会				
事務局 (担当課)		経営監理課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 2 4 0 (直通)				
開催日時		平成 27 年 11 月 19 日 (木) 18 時 30 分 ~ 20 時 45 分				
開催場所		相模原市役所 本館 2 階 第 1 特別会議室				
出席者	委員	10 人 (別紙のとおり)				
	市	10 人 (津久井下水道施設課長 他 9 人)				
	事務局	5 人 (経営監理課長 他 4 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 議事 (1) 事務事業評価について (2) その他				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。

1 議事

(1) 事務事業評価について

事務局から事務事業評価ヒアリングの進め方と本市及び他市の業務委託実施事例について説明を行った。

次に、各事業の所管課から、事業概要の説明並びに事前に委員から頂いた質問に対して回答した後に、一問一答形式で再質問を行った。

(2) その他

(以下、質疑応答 は委員の発言、 は所管課の発言)

(1) 事務事業評価について

【 1 高度処理型浄化槽維持管理業務】(津久井下水道施設課)

< 事前質問に対する回答 >

高度処理型浄化槽(以下、浄化槽という。)の設置は義務ではなく、条例に基づき、設置を希望する者が市に申請することとなっている。

浄化槽清掃は浄化槽法(以下、法という。)で市町村長の許可を得た者が行うこととされており、現在、津久井地域の旧町ごとに委託契約している。また、法定検査は、法で県知事が区域ごとに検査機関を指定している。

浄化槽設置数が今後も増加していくことや、浄化槽は個人宅に設置するものであり、市民の利用に供する公の施設には当たらないことなどから、指定管理者制度の導入は馴染まないと考えている。

市として、浄化槽保守点検業務については、地元業者の受注機会の確保に努めているが、浄化槽の維持管理を包括的に民間委託した場合、包括する地元民間事業者がいるのか不明である。

清掃箇所の増加割合に対して委託費の増加割合が大きいことについては、浄化槽の使用状況による清掃頻度の違いや吸込槽の浸透能力の低下などの要因により、清掃委託費が増加しているものである。

< 再質問 >

法定検査費に基準額はあるのか。また、他市と違いがあるのか。

検査費は浄化槽の大きさに応じて設定されており、県内では同一となっている。

包括委託を受注できる民間事業者がいるのか。また、その場合、競争性の担保はどのように図るのか。

各業務を行う事業者が総合的に管理することも考えられるが、メーカーが包括的

に委託契約を結び、その中で、清掃や保守点検を地元の事業者をお願いすることも考えられる。

委託先が指定される清掃及び法定点検は別として、それ以外の業務について包括外部委託とするということか。

これまで、保守点検・清掃・法定検査・修繕に係る業務は、それぞれ単独で委託していたが、今後、これらの業務をまとめて包括的に委託することで、事務量の軽減や迅速な修繕対応などサービスの向上が見込めるものである。また、法定検査では保守点検が良好に行われているかどうかの確認も行われることから、全ての業務について包括外部委託とすることが適切ではないかと考えている。

保守点検と法定検査を包括的に委託することに問題はないのか。

法定検査は、法で定められた指定検査機関が中立的な立場で適正に行っているため、問題はないと考えている。

対象戸数 5,380 軒に対して、設置数が 654 基と少ない理由は何か。また、設置場所は点在しているのか。

浄化槽は市が設置しているが、利用者にも設置費の一部や浄化槽まで排水をつなぐための工事費の負担があるため、個人の事情によるものと思われる。なお、設置場所は点在している。

包括外部委託を導入した場合、事業収入は変わるのか。

現在、浄化槽を使用している方には使用料をご負担していただいております。包括的に委託しても、その収入は変わらないものと考えている。

【 2 藤野駅周辺駐車場事業】(津久井土木事務所)

< 事前質問に対する回答 >

平成 21 年度から相模湖ふれあいパークは指定管理委託となったが、当時、藤野駅周辺駐車場（以下、駐車場という。）は建設費用の起債償還を行っていたため、引き続き直営とした経緯がある。

指定管理委託した場合のメリットとしては、民間事業者のノウハウやサービス提供能力を活用し、包括的に維持管理を行うことにより、効率的かつ効果的な管理運営ができるとともに、コストの削減や事務の軽減が見込まれる。また、現在、駐車場の入出場時間は午前 6 時から午後 8 時までとなっているが、機械設備の導入などによるサービスの向上も期待できる。

< 再質問 >

指定管理者に対して、市がサービスの質をチェックし、必要に応じて指導することはできるのか。

まず、指定管理者の選定に当たっては、応募者の事業内容等を選考委員会において審査している。また、委託開始後は、指定管理者から市へ定期的に報告がされて

おり、必要に応じて指導を行うことによりサービスの質の確保を図っているほか、毎年、モニタリング評価も行っている。

指定管理者は、駐車場の台数や使い方について変更できるのか。

指定管理者の裁量により変更することもできる。

相模湖ふれあいパークとのグルーピングによる指定管理委託も想定されるのか。

グルーピングにより一体的に運営することにより、効率的な管理運営ができるものと考えている。

駐車場の土地を最も有効に使うことを目的として、施設のレイアウトや維持管理を民間事業者任せるのであれば、PFIによる運営も考えられるのではないかと考えている。省スペース型の地下駐輪場の導入など、民間事業者のノウハウを最大限に取り入れられる契約方法が望ましい。

様々な契約手法が考えられるが、駐車場利用者の需要や地域性を考慮すると、指定管理委託の方が望ましいのではないかと考えている。

平成26年度の事業費は多少赤字となっているが、指定管理委託によりコストメリットは見込めるのか。

他施設とのグルーピングや駐車場のレイアウトを任せることにより、効率的な運営ができるものと考えている。

市役所周辺施設駐車場は民間貸付によって管理・運営されていることから、藤野駅周辺駐車場と一括で契約するなど、指定管理委託だけにこだわらず、民間事業者のノウハウを生かせるような契約手法を検討していただきたい。

【3 深堀ポンプ場ほか5施設維持管理委託】(下水道施設課)

<事前質問に対する回答>

本市が管理しているポンプ場は市内に6か所あり、深堀ポンプ場は有人で24時間監視を行い、他の5か所は遠方監視システムにより管理している。この他、マンホールポンプが39か所、流量計測機器が23か所(中央監視盤含む)、雨水調整池ポンプ施設が41か所、雨水吐室機器が1か所ある。

平成26年度事業費については、マンホールポンプの経年劣化に伴う機器交換や監視システム修繕費が前年度比で増加した。

下水道施設の維持管理業務は、高度な技術を有した民間事業者のノウハウやアイデアをより活用することができる民間委託が適していると考えている。

<再質問>

相模原市では、雨水はどのように処理されているのか。

市役所周辺の約400ヘクタールが雨水と汚水をまとめて処理する合流式で、それ以外のエリアは分流式となっている。

地元の民間事業者と優先的に契約をすることは考えられるのか。

当該事業は、現在、24業務に分離発注しており、機器の点検に技術的ノウハウが必要なため、ほとんどが市外のメーカー等との契約である。

包括的な民間委託によるメリットは何か。なぜ電気代や燃料代、修繕費の削減が期待できるのか。

事務量の軽減が図れるほか、民間事業者の技術的なノウハウを活用することにより、ポンプの運転管理や点検方法・頻度の工夫が可能になり、使用電力量や修繕費を削減するなど、維持管理の効率化を図ることができるものと考えている。

ポンプ場等の24時間監視は必須なのか。

短時間の大雨などにより下水道施設が溢水することも想定されるので、24時間体制の監視が必要である。

ポンプ場は今後も増える見込みがあるのか。

マンホールポンプの設置はあるが、新たなポンプ場は設置しない見込みである。

【4 史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館の管理・運営】(文化財保護課)

< 事前質問に対する回答 >

入館者数は減少傾向にあったが、平成26年度から新たに企画展を開始するなど、増加に向けた取組を進めているところである。現在、入館料は無料であり、将来に向けた有料化は検討していない。

本市では、学芸員資格、文化財保護に携わった経験又は教員の経験のいずれかを有することを条件として、非常勤職員を採用して運営している。職員に対しては、研修を実施しているほか、現場で実践的に学ぶことにより、人材の育成を図っている。このほかに、市民ボランティアの方々が、団体や毎週日曜日のガイド、ハテナ館まつりなどに関わっている。他市では、観光資源の一つとして位置付けられているような施設で、民間委託により運営されているところもある。

国の指定史跡としての価値を高めるため、魅力的なPRをしていく必要があると考えており、今後は普及事業の充実を図っていきたい。

< 再質問 >

入館者の年齢層や市内・市外の割合はどのようになっているのか。

研究をしている学生や高齢者の方が多いが、市内・市外の割合は把握していない。

施設付近の案内表示がわかりづらいと感じた。当該施設のように入館者や収益に限られる施設は、官が担うこともやむを得ない。

PPP(公民連携)は、図書館など収益性の低い部門で活用されている事例もあり、単に収益性が低いという理由だけで、民間委託は馴染まないと評価することは説得力に欠ける。例えば、入館者数増を図るための一つの手法として、入館者数に対するインセンティブ(報奨)を与えるなどの取組は導入可能なのではないか。

受託に意欲のある民間事業者がいれば、民間委託も可能であると考えている。

史跡を市民に知ってもらうために、事業費の予算付けをしっかりと行っていくことを検討していただきたい。

現状として、最小限の経費で運営しているが、単純な展示施設ではなく、普及事業の充実を図って施設をPRしていきたい。

限られた出土品を使って、展示のパターンを変えることはできるのか。

旧石器時代の出土品による展示のパターンは限られるが、縄文時代など他の時代を扱った企画展を行っているところである。

小中学校などの教育機関との連携やSNSによるPRなど、相当の工夫がないと、入館者数を増やすことは難しいのではないかと。

観光資源の一つとして地域で一体的に活用する工夫も必要であると考えている。

【ヒアリング後の意見交換】

(以下、 は委員の発言、 は事務局の発言)

各事業の所管課によって、包括的な民間委託など事務の効率化に向けた取組みに対する姿勢や方向性に違いが見られた。

浄化槽やポンプ場維持管理業務の包括的な委託は、受注者が限定されると思われることから、どこまで競争性が担保できるのか、また、実際にコストの削減が可能なのかと感じた。

できる限り競争性を確保するため、プロポーザルなど様々な手法を用いて契約方法を工夫する必要があると考えている。

契約において、市内業者優先の条件を設けることで、かえってコストを上げてしまうようなことになっていないか。

本市では、案件ごとに地域要件として市内業者優先としているものもあるが、市内業者が少ない業種や発注案件に特殊性がある場合は、競争性を確保するため、市外業者も含んでいるところである。

包括的に委託した場合、市は個々の業務を請け負う事業者との関わりはあるのか。

市は受注者を窓口として業務を発注し、市を介さずに各業務間で連携して対応することにより、従来よりも迅速かつ効率的になり、コストダウンも図れるものと考えている。

複数年で同じ事業者との契約が続くと、コストが下げ止まることや金額が不当に高くなることが懸念される。

包括外部委託では、一般的に導入時のコスト削減効果が最も大きく、以降はサービスの質の向上が期待できる。契約は基本的に競争入札によるので、契約額が不当に高くなる恐れはない。

包括外部委託とした場合、仕様書は見直されるのか。

仕様書の内容は事案担当課が見直していくことになるが、発注に当たっての手法は、今後検討していく必要がある。

(2) その他

次回の委員会は、平成27年12月4日(金)午後6時30分から開催し、事務事業評価について審議する。

相模原市経営評価委員会委員出欠席名簿

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	山口 由紀子	相模女子大学人間社会学部教授	委員長	出席
2	田所 昌訓	相模原市自治会連合会会長	副委員長	出席
3	川崎 一泰	東洋大学経済学部教授		出席
4	出雲 明子	東海大学政治経済学部准教授		出席
5	霧生 卓	公認会計士		出席
6	清水 良則	相模原商工会議所青年部会長		出席
7	櫻井 正友	公募委員		出席
8	澤野 光晴	公募委員		出席
9	高橋 静子	公募委員		出席
10	水戸 隆	公募委員		出席